

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第23号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公 告

- 特定所有者不明土地の土地権利等の取得についての裁定（用地課）…………… 1

公 告

特定所有者不明土地の土地権利等の取得についての裁定

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第13条第1項の規定に基づき、特定所有者不明土地の土地権利等の取得についての裁定をしたので、同法第14条の規定に基づき公告する。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となる。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となる。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 特定所有者不明土地の所在等

所在	地番	地目	面積（㎡）
川西市花屋敷山手町	25、26、28番	宅地	49.47

2 土地権利等の始期

令和8年4月1日

3 土地権利等の存続期間

3年

4 土地権利等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額及びその支払の時期

特定所有者不明土地所有者等 （登記名義人）	損失の補償金の額	支払いの時期
浜口 一 大西 真知子	0円	—